

開 会

委員長 ただいまから平成18年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開催に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いします。

議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日提案されている議題は報告議案 1 件及び議案 4 件でございます。

報告第 6 号

委員長 初めに、報告第 6 号「臨時代理による処分の報告について」を議題とします。

ご説明願います。

市立高校担当室長 市立高校担当室です。よろしくお願いします。

報告第 6 号「臨時代理による処分の報告について」ご説明いたします。

平成18年度末及び平成19年度松戸市立高等学校教員人事異動の方針の制定について、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時代理による処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告いたします。

教育長による臨時代理による処分につきましては、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 7 号で「校長、教員その他教育関係職員の人事の一般方針を定めること」とございます。

臨時代理をした理由でございますが、千葉県教育委員会と共同で実施する市立高校教員の人事異動につきましては、県教育委員会の方針に準じて、本市教育委員会の方針を定める必要がございます。異動方針につきましては、9月20日に県教育委員会会議で決定後、10月17日に異動方針について本市に送付されてきました。その後、11月10日までに教員の異動希望個人票を提出することになっておりましたので、その間に教育委員会会議を開催するいとまがなく、臨時代理による処分の報告を行ったものでございます。

それでは、平成18年度末及び平成19年度松戸市立高等学校人事異動方針の主な改正点を

説明いたします。

3ページをお開きください。

新旧対照表によりご説明いたします。下線部分が改正された内容でございます。

第1、1の一般方針については、新たに「職員の資質の向上と人材育成を図るとともに」という文言が加わったことが1点目でございます。

次に、第2、実施要項では、2の(1)旧欄では「管理職の選考は」についてでございますが、「管理職については、大幅交替期を踏まえ」に改正され、また「勤務実績等をより一層重視し」という文言が加わりました。

一般方針の「職員の資質の向上と人材育成を図るとともに」につきましては、昨今、指導力不足教員とか教員の不祥事が取りざたされている中、教員としての能力を高め、研修を積み、時代に即した教科指導や生徒指導を身につけ、日々教育活動の実践をできる教員を求めるものでございます。

実施要項の「管理職については、大幅交替期を踏まえ」につきましては、管理職の退職のことございまして、県内の公立高校では、平成18年度末から20年度末までの3年間で校長が107名、教頭8名が退職していきます。このような大幅交替期でございますので、特に責任感や管理能力、勤務実績等をより一層重視し、適任者の登用に努めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

報告第6号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

何かご質問あるいはご意見ございませんか。

どうぞ。

根守委員 人事の方針についてなんですけれども、降任とか、それから退職を求めるところに書いてあるんですが、該当者がおりましたでしょうか。

市立高校担当室長 該当者ですか、市立高校ではおりません。

根守委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

これは臨時代理による処分の報告ですので、形式的にここで追認をしていただいております。

ところで3ページの旧規定にダブっている文言がありますが、これは誤植ですか。第1の1、「教育効果を高め、調和的な学校運営が」、また調和的な学校運営がというふうにあります。……

市立高校担当室長 一般方針の旧の方で「教育効果を高め、調和的な学校運営が行われる……」、このことにつきましては、新たにこの前に「職員の資質の向上と人材育成……」というものが加わったものでございます。

委員長 それはいいんですが、旧規定に重なっている部分があるけれども、これは間違いと見ていいんですね。

市立高校担当室長 失礼しました。間違いでございます。

委員長 それから第2の方ですけれども、改正された文章の主語がちょっと不明確に思われますが、これでよろしいんでしょうか。つまり旧規定は「管理職の選考は」とあって、「選考は」が主語ですが、改正規定では主語の「選考は」がなくなっています。それでよろしいんでしょうか。

市立高校担当室長 主語がないですね、このとおりになっております。

委員長 そうですか。そうすると下線部はそこまでかかるというふうに見た方がいいんでしょうか。確認の意味ということです。よろしいでしょうか。

教育長、どうぞ。

教育長 実施要項の2の(3)、これはいつごろからこういう規定が入ったのか、ずっと前からありましたか。

市立高校担当室長 すみません、今、資料がございませんので、後で調査したいと思います。

教育長 では、この2、管理職への登用及び降格についての全体の条文について、「全県的な視野に立って適任者の登用に努める」とあるが、これは市立高校の人事異動方針に当てはめると、具体的にはどういう作業をすることになるのか。

市立高校担当室長 これは市立高校の場合、公立高校という一つの県の高校と一緒に人事異動について実施いたしますので、そういった意味で、全県的なという、そういう解釈になっています。

教育長 県の条文と同じだということですか。

市立高校担当室長 はい、そうです。

教育長 それで不都合はないんですか。

市立高校担当室長 ないと思います。

委員長 今ちょっと思案をしているところだったんですが、どうぞ、お願いします。

学務課長 これは市立高校の人事異動方針ということですので、今の説明にあったように、県の方針を踏襲しているというふうなことでしたね。私ども義務教育、小・中についても、一

番のもとには県の方針が来まして、それを市の方で、その方針を受けまして、具体的な方策とか細目等、検討して決めていくわけです。ですから市立高校についても県の方針がもとになるのは当然のことなんですが、これをもうちょっとかみ砕いて、市立高校は1校しか松戸にはありませんので、その市立高校に合った形で、もう少し具体化して実際には進めていくという作業が必要かなとは思っております。きょうはそのところがちょっと提案できなかったんですが、具体的な作業を進めるときには、もうちょっとそのあたりかみ砕いてやっていこうかなというふうに担当室も考えているところです。

教育長 そうですね、ぜひその作業を、義務教育の場合は、市の方に人事権が相当程度あるという実態はわかりますけれども、形式的には県の職員で県の人事、昇任、昇格等もですからあれなので、高校の場合は市の職員、難しい面もあるでしょうけれども、その辺で県との相互交流、連携を前提としながらも、松戸市としての人事異動方針というのはあってしかるべきだろうと思います。

委員長 全県的なという言葉にこだわるとすれば、2つの解釈が可能かもしれないですね。県は恐らくこういう視点、それはつまり県全体の状況を見回してそういう視野から適任者の登用を図るということでしょうが、松戸市にそれを置きかえると、市は県のそういう見方をにらみながら適任者の登用を図る、という解釈も可能ではあると思います。言葉を仮にかえるとすれば、どういう言葉になるかということのを思案しながらですけれども、これで問題がないとすれば、解釈上も可能かなという気がいたしました。

ほかの点で何かございますか。

特になければ、ご承認、ご追認いただいたということにさせていただきます。

第6号については、ご異議ないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

議案第52号～議案第54号

委員長 次に、議案第52号「指定管理者の指定について（松戸市中金杉青年館）」を議題とします。

ご説明願いますが、これは54号まで関連しますので、一緒にご説明いただいて、後ほどそれぞれの案件でご承認いただくという形にしたいと思います。よろしいですか。

（「わかりました」の声あり）

委員長 お願いします。

公民館長 議案第52号、議案第53号、議案第54号は、関連がございますので、3議案一括してご説明させていただきたいと思います。

まず、議案第52号「指定管理者の指定について」。

指定管理者の指定について、12月定例市議会に次のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、松戸市中金杉青年館。
- 2、指定管理者の候補者、松戸市中金杉三丁目207番地、中金杉自治会会長、駒村武夫。
- 3、指定の期間、平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。

提案の理由については、松戸市中金杉青年館の指定管理者を指定するためでございます。続きまして、議案第53号でございます。「指定管理者の指定について」。

指定管理者の指定について、12月定例市議会に次のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、松戸市向新橋青年館。
- 2、指定管理者の候補者、松戸市紙敷801番地、紙敷向新橋町会会長、湯浅正志。
- 3、指定の期間、平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。

提案理由については、松戸市向新橋青年館の指定管理者を指定するためでございます。続きまして、議案第54号でございます。「指定管理者の指定について」。

指定管理者の指定について、12月定例市議会に次のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、松戸市中内青年館。
- 2、指定管理者の候補者、松戸市紙敷118番地、紙敷中内薄浦町会会長、石井英幸。
- 3、指定の期間、平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。

提案理由については、松戸市中内青年館の指定管理者を指定するためでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案3件ございますが、内容はそれぞれ指定管理者の指定に関する議案を議会に提出し、市長に申し出るという内容のものです。

個別的に意見を伺いながら、ご承認をいただきたいと思います。

まず、第52号、これはいかがでしょうか。

これは現在もそうだとということで理解してよろしいですか。

公民館長 はい、指定管理者については平成18年度から、自治会の方に指定管理をさせていただいております。

委員長 したがって、その後、平成19年4月1日からも継続してお願いするということですね。

公民館長 そういうことでございます。

委員長 3件いずれそういう理解でよろしいですか。

公民館長 そうでございます。

委員長 ということでございます。質疑及び討論という時間になっておりますが、よろしいですか。

お願いします。

瀧田委員 1つずつのことについては何も問題ないと思いますが、松戸市全体の公的な施設の中で、町会を指定管理者にしているところというのは、ほかに幾つございますでしょうか。

企画管理室長 稔台市民センター指定管理者に指定されております。

瀧田委員 どこですか。

企画管理室長 稔台市民センターでございますけれども、そのような事例がございます。

瀧田委員 稔台、そうすると、そのほかはまだ町会に指定管理者を指定しているというのはないというふうに思えますが、今後そういう方向に行く予定ですか。

企画管理室長 その施設そのものの規則によりまして、施設の設置のあり方によりまして、その指定管理者となるべき者の選定はされているかと思えますけれども、勢い、町会だけが指定管理者になるといった考え方は持ってございません。

瀧田委員 その方向だけではないということですか。

企画管理室長 たまたま今回の青年館につきましては、もともと青年会ですか、地元青年会が管理してきた関係がございまして、それを自治会が引き継いだという、この3つの青年館の事例がございますものですので、自治会の方にお願いしたという経過がございまして、昨年に引き続き、1年の随意契約が終わる関係から、今回また新たに指定をさせていただくということで提出をお願いするものでございます。

瀧田委員 そうですか、それでは青年会が今までも管理していたという経緯があるということ、今回指定された理由ですね。

企画管理室長 そういうことでございます。

委員長 いかがでしょうか。

八田委員 よろしいですか。

委員長 お願いします。

八田委員 この3つの青年館のほかにもありますか。

企画管理室長 青年館でしょうか。

八田委員 青年館。

企画管理室長 青年館はこの3つだけでございます。

委員長 さっき瀧田委員が質問されたときに出てきた稔台というのは何ですか。

企画管理室長 市民センターでございます。

委員長 市民センター、そうですか。

指定期間は来年の9月1日から平成22年3月31日ということは、3年間になりますね。

企画管理室長 そういうことでございます。

委員長 そうすると、ほかの指定管理者については、4年間というような期間設定もありましたが、それとは違うという理解でよろしいですか。

企画管理室長 指定の期間につきましては、昨年から導入した制度ではございますけれども、随意指定の場合には、松戸市では1年ということを決めてといたしますか、例としまして取り組んでまいりました。その他の随意指定以外の一般指定、公募による指定につきましては4年ないし5年、これは経営条件とか、いろいろ関連してきますので、長期指定が望ましいだろうという解釈に立ってしてまいりました。また随意指定については1年ということは、特別な事情があるということでの解釈に立って、まずは1年で進めましょうというようなことで進めたわけでございますけれども、今回のこの案件につきましては、1年間を経過して特に問題はないであろう、また引き続き指定していくことが望ましいであろうという解釈に立ちまして、ただ、これは5年ということになりますと若干長いのかなと。その背景には、やっぱり建物が老朽化しているとか、あるいは経費が設備投資しなくてはいけない分が若干出てきたときにどうするかというような課題がございますので、3年間とさせていただいたような状況でございます。

委員長 契約の方式としては随意指定ですね。

企画管理室長 はい。

瀧田委員 ちょっとよろしいでしょうか、3カ所だということで、それぞれの自治会が指定管理者になるわけですが、当然、松戸市に3カ所ということは、全市民からの利用を当然考えてのことだと思えますが、その辺で町会優先とか、そういうふうなことにならないような指導というのはされているのでしょうか。

企画管理室長 指定管理を進めていく上でのあり方の1つとして、市民の平等利用ということがございますので、それらのものには心がけて進めている状況でございます。

瀧田委員 そうですね、よろしく申し上げます。やはりとても大切な資源だと思っておりますので、平等に特に青年館という若い人たちの集う場所だと思っておりますので、その辺を余り地域の優位性というのが表に出ないようにご指導していただきたいと思うんですが。

企画管理室長 とかくそのようになりがちでございますので、指導していきたく思います。

瀧田委員 よろしく申し上げます。

公民館長 その件に関して、青年館、指定の申請書の中でも、その申請者の方から、市民平等利用に関する考え方ということで、常に市民が平等に利用できるよう運営を行ってまいりますということで申し出ているところでございます。

瀧田委員 そうですか、よろしく……。

教育長 具体的な利用の事例なんか、幾つか挙げてもらえますか、4年間の利用状況について。

青少年会館長 その利用形態という形の中で、利用者の延べ人数的なところでお答えさせていただきたいと思っております。

8月末現在でのちょっと比較しかないものですから、ちょっとこれでお許しいただきたいんですけども、昨年の場合、3館でもちまして利用延べ人数が643名でございました。今年度18年度につきましては2,333名と約3.6倍に利用者がふえてございます。このふえた内容でございますけれども、この青年館の場合、統計をとっておりまして、青少年関係、婦人関係、高齢者関係、町内会関係と、その他という形で区分けをしております。そのふえたところが、その他というところで……、失礼しました、先ほどの643が2,333というのはその他の部分でございます。全体では2,728から3,976という形になってございまして、ここで相当数が伸びてございます、その他のところで。

このその他というのはどういうものかと申し上げますと、町内に絡んでいる人が、市全体の団体に絡んでいるというのが主な形ではございますけれども、それ以外といたしまして、例えば民間の会社の方がここを利用したいという形で貸し出ししているというケースもございます。

青少年会館主幹 青少年会館の高瀬と申します。

1つ付け加えさせていただきます。

18年度に指定管理者制度に移行してから、例えば向新橋青年館は、若いお母さんと子供たちが、この施設を使って一緒に遊んだりして過ごす、ある意味子育て支援の取り組みが生

まれてきております。それから中金杉青年館につきましては、自治会が努力して、これまで文化祭等を市民センターで行っていたんですけれども、中金杉青年館を使って文化祭を展開し、近隣の人たちを集めているという、そういう取り組みが行われたり、中内青年館については、近くに斉藤邸という施設もありますけれども、竹を利用して竹炭をつくって、子供あるいは青年たちが一緒に活動していると、そんなような新しい活動が生まれてきております。

教育長 多分市内にああいう形の青年館的なものは、昔はあったんでしょうね。戦前から戦後にかけてのしばらくのうちは。どんどんなくなってしまって、今では、ああいう形の青年館が残っている地区というのは、この東部地区の一部にしかない。青年団の名残ですね。

瀧田委員 樋野口町が前はそういう形だったけれども、違うんですね。

教育長 樋野口は新しくできたんですよ、前は何でしたかね、あれは。

青少年会館主幹 以前は青年館です。建てかえて現在の青少年会館分館に切りかわったんです。

教育長 じゃ、それも残っているんだ。

委員長 よろしいですか。

全体についてのご質問をいただきましたが、個別的に決議をとりたいと思います。

議案第52号、これについては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第52号は原案どおり決定いたしました。

続いて、議案第53号ですが、これについても全体のご質疑等は先ほどいたしました。いかがでしょうか。

議案第53号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第53号は原案どおり決定いたしました。

3つ目の議案第54号、これについても原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 特に急ぐわけではありませんが、中身としては同じですので、よろしいでしょうか。

ご異議がないものと認め、議案第54号は原案どおり決定いたしました。

議案第55号

委員長 次に、議案第55号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定

について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 「議案第55号 松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご提案申し上げます。

提案理由です。学校教育方法並びに学校図書館法の一部改正に伴い、関連する様式を改正するためであります。

それでは、具体的に説明申し上げたいと思います。

学校教育法の改正というのは、これは栄養教諭の新設に関するものであります。学校図書館法の改正というのは、これは司書教諭、これの設置義務に関するものであります。

別添資料の松戸市立小学校及び中学校管理規則、この2枚綴りのもの、別にお配りしてあるかと思いますが、そちらをごらんください。

これは国の法律の改正を受けまして、管理規則も既に条文としては改正してございます。四角で囲みましたが、第2条、第3条、ここに栄養教諭についての条文を載せてあります。例えば第2条の(1)教員 教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、あと云々これこれをいうというふうに、栄養教諭というものをそこに載せてあります。第3条の(2)前項に規定するもののほか、学校に、栄養教諭、学校栄養職員その他を置くことができるというふうに、昨年度から栄養教諭を設置できるというふうになりましたので、管理規則もこういうふうに変えてあります。これは学校教育法の改正を受けて、管理規則にこういうふうに条文を載せたというものでございます。

2枚目の一番最後になりますが、学校図書館法関係は、その8条の6、司書教諭、これも既に管理規則の方も改正して、そこに学校には司書教諭を置く、司書教諭は云々という形で載せてあります。

今回ご提案するものは、それに関連する様式、これを改めるということでございます。

それではまず、栄養教諭に関連する様式、これがこの議案の次にあります第9号様式、これを改めるというものでございます。横になっておりますが9号様式、ちょっとごらんいただきたいと思います。これは組織編制報告書というものでありまして、児童・生徒数、また教職員数を把握するための重要な報告書になっております。この中に今まで入っていなかった栄養教諭の欄を設けたものでございます。一番詳しいのは、この見開きになっている現行と改正後というものがありますので、こちらでちょっとごらんいただきたいと思います。

様式の中に栄養教諭、これを含めると。そしてそれにまた伴いまして、ほかの各欄の見直

しも行っているところであります。

では、ちょっと中身を見ていただきたいと思いますが、まず上の学級数、児童数、その下の教職員に関係するところに、上の方にA、B、C、D、Eと、ずっと横にアルファベットで枠が設けてあるかと思いますが、その中のまずその他の教員、Cという欄をごらんください、このCですね、その中にちょっと細かくて申しわけないんですが、現行では「教育実習」という欄が入っていると思いますが、改正案ではその教育実習というのを抜いてご置きます。これは理由は教育実習を担当する教員の配置というのは現在ございませんので、実情に合っていないということで教育実習という欄をまず1つ省いてあります。

次に、F欄というのをごらんいただきたいと思いますが、現行では学校栄養職員がF欄になっていたんですが、改正案の方では、そのFのところ「栄養教諭」という欄を設けまして、今までFの学校栄養職員とあったものを、その次のGという欄に移してご置きます。

次、またずっと右の方を見ていただきまして、枠外教職員、Iというところがあるかと思いますが、その中に現行ではないんですが、改正案の方に、改正案は枠内がアルファベットがずれてまして」になっているわけなんです、その右の方から3つ目に「大学院修学休業」というのが入っているかと思いますが、現行には入っておりません。大学院修学休業というのを設けました。これはどういうのかといいますと、教員の免許状には1種免許状、2種免許状、その上に専修免許状というのがあるんですが、今その専修免許状を取るために、大学院に通って免許を取ることができる。その間は、要するに休業することができるという、そういう制度がありますので、大学院修学休業という、そういう枠を設けさせていただきました。

最後に一番右、「非常勤講師」の欄がありますが、現行では非常勤講師と一つの欄しか設けてなかったんですが、今現在、非常勤講師の職種というのは多種多様になっておりまして、それをはっきりさせるために職種別にそのように欄を設けて、より現状把握を明確にしたものに改定したいなという、そういうご提案でございまして。

これがまず組織編制報告書を下のような形に改正したいと、栄養教諭だけに限らないんですが、ほかのところを同時に見直したというのは、まずその一つの提案でございまして。

ではすみません、次に、先ほど言いました学校図書館法に関連する司書教諭の方、これに関連する様式の方も改めたいと考えております。それが第27号様式というものでございまして。

主任等の報告書という、こういう報告書があるわけなんです、この中に司書教諭の欄を一番下のところに設けさせていただきました。今までは一番下の司書教諭というところは空

欄になっていたわけですが、これを司書教諭というのは主任として各学校で発令しなさいということになっておりますので、この主任等の報告書の中に一番下に司書教諭の欄を設けたものでございます。これが今回ご提案する管理規則の中の様式の改正ということで、様式の2点についてご提案申し上げました。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第55号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

お願いします。

瀧田委員 それぞれに食育の問題とか、それから図書の実充とか、それぞれの充実を図ろうという姿勢が見えて、改正は喜ばしいことだと思いますが、実際に現在で栄養教諭というのは、まだ非常に少ないという、この前ご報告をいただいて、ほとんど欄があっても空欄というか、そういう形にならざるを得ないと思うんです。それで、それを空欄ということではなく、だんだんにふやしていこうということだと思うんですが、そうしていただきたいと思います。

それから、司書教諭というのは、現在は学校に、特に小学校、どういうふうな配置に現実にはなっていないのでしょうか、ちょっとお願いいたします。

学務課長 じゃ、まず1点目の栄養教諭ですが、今年度から実際に千葉県でも配置されておりますが、千葉県全体で5名です。その中で1名が松戸市の松ヶ丘小学校の栄養士さんが、栄養教諭として発令されておると。市内で発令された者がおるということも、この様式の改正に拍車をかけているというふうなところもあるかと思いますが、そういう実情でございます。免許自体を講習会等で持っている者は、もっとたくさんおります。ただ、栄養教諭というのは、免許を持っているからといって栄養教諭として発令されるわけではなくて、やはり何というんですか、採用試験みたいな選考試験みたいなものがあって、それに受からないと栄養教諭として発令されないということがありますので、ことしもちなみに一次試験の方、市内で2名合格して県の方に行っております。

次に、司書教諭ですが、これは教諭が兼務するということですので、これは小学校、中学校に限らず、普通の要するに学級担任の先生が司書教諭の資格も持っている。それでこれも12学級以上の学校には全部配置しなさいということになっておりますので、松戸市の場合は12学級以下の学校でも、すべての学校に司書教諭の資格を持った者が今配置されております。ただ、ここで言う主任としての報告に上げる司書教諭というのは、もし仮に学校に3名資格を持っている者がいるとしたら、その中の1名をその主任として発令して、こういう報

告に上げさせるといふうなことで、その主任が図書館教育の中心になって進めるといふうな、そういう校務分掌上の位置づけをやりなさいという意味で、こういう報告書にも載せると、そういう形になっております。よろしいでしょうか。

瀧田委員 わかりました。そうすると、司書教諭と、その方が学年主任だったりなんかする可能性はあるということですか。

学務課長 あります。

瀧田委員 あるということは、ダブっている場合があるということですよ。

学務課長 そうです。もうほとんどダブっているといえますか。

瀧田委員 わかりました。

学務課長 資格を持っている者は、市内で200名を超えております。

瀧田委員 なかなかお忙しい中で司書、図書館としての教育を充実していくというのは大変でしょうけれども、本当は専門のそういう方がいらっしゃるとよしいんでしょうけれども。

学務課長 できるだけ司書教諭に発令された者については、ほかの校務分掌の方の軽減を図るようにいふうな、そういう指導は当然、国からも県からも来ております。

瀧田委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

教育長 教育長としてではなくて、教育委員としてということですのでご了承のほどを。

組織編制報告書の旧と新なんですよ、これもミスプリかな、組織編制は軍隊編制の「編制」を使っていて、その下は「編成」、編成の「成」は成るといふ字を使っています。

学務課長 これは、このことについて云々の、この成るの方は、これは誤字でございます。上の制度の「制」でございます、すみません。

教育長 じゃ、ちなみに制度の「制」と、成るの「編成」とは、どう違うんですか。

学務課長 非常に困ったご質問をいただいておりますが、成るの方はいろんな……、私もいいかげんなことは言えないんですが、普通は我々が人事とか学級編制関係で使う場合には、この制度の「制」の方を使います。成るの方は一切使いませんが、一般的には、その成るの方の編成というのが、いろんな分野で使われているんじゃないかなと思いますが、職務上、我々が使うのは制度の方でございます。すみません、そのくらいしか……

教育長 学級編制も制度の「制」でしたっけ。

学務課長 そうです。学校要覧等を見ると、成るも制もちょっと混同しているようなところは

ありますが、我々正式には学級編制というと、やっぱり制度の方を使いますが。

教育長 法令に基づくものはすべて「制」なのかな、強制力のある制度の「制」。

学務課長 そうですね、格式が高いかなという感じは受けます。

教育長 そうしますと、主任等の報告書で、新たに司書教諭が加わったと。これはこのことは組織編制というと、制度の「制」で格上げになったということなのか、司書教諭は。要するに組織編制という法令に根拠を持った必置職制であるという意味があるんですか、それともそういうことではなくて、そろそろ全国的になじんできたから、ここに入れようということですか。

学務課長 いや、もう組織編制上、法令上、必ず置くものという意味で、そういう意味でこの様式にも、もしこれが司書教諭の免許だけ持っている者を学校に、何しろ配当しなさいというだけであれば、こういう様式の変更等は必要は当然ないものであるし、管理規則等にも掲げる必要性はないのかなと。これはもう必ずそうしなさいという必置義務と。

教育長 専任化を文科省は考えているのでしょうか、近い将来。

学務課長 考えてはいないと思います。

教育長 わかりました。

では、参考までに添付資料で事務長、上席専門員、事務員と、職が書いてありまして、その横に職務の内容として、上司の命を受けてと書いてあるが、上司とは一体だれを指すのかなと疑問に思ったんですが、事務長の上司とは具体的にはどの職制を指すのですか。

学務課長 これは学校の中の要するに事務、栄養、その他の職員、そのすべてその上司という言葉を使ってありますので、これは上司といいましたら、やっぱり校長、教頭、その命を受けというふうに解釈すればいいのではないかなと思います。1つ上の職種を上司ということではなくというふうに私は解釈しております。

教育長 「事務員は上司の命を受け、主任主事、主事の職務を助ける」とある。そうすると主任主事が上司になるのかなと。いきなり教頭へ行っちゃいますか。用務員の上司は校長なのか、それとも事務長なのか教務主任なのか、要するに松戸が悪いわけじゃないのですが、すべからくあいまいな学校教育組織の規定に疑問を持っています。

学務課長 例えば、事務職員、事務長、副主査、主任主事、主事とありますが、学校には事務長と副主査、両方いるというようなそういうような配当ではなくて、この学校には事務長、この学校には副主査ということですので、やはり上司といたならば、やっぱり校長、教頭のことを指すのではないかなと。

教育長 学校栄養職員で上席専門員が上司の命を受けというと、校長、教頭ならば全く問題はないけれども、給食主任がいるでしょう、教員の中に。これは上司じゃないんですか。

学務課長 それは単なる校務分掌上の役割分担で給食主任というものになっているだけのことですから、やはり上司ということになると、やっぱり管理職という意味合いではないかなというふうに思います。

教育長 給食主任が栄養改善の指示を出すことはできないんでしょう、給食教育にマナーを取り入れたいけれども、栄養士としてはこういうことをしてほしいとか命令できない……

学務課長 命令というか……

教育長 じゃ、最後に、それに関連して、そうするとわかったようで、ずっと見ていくと、またわからないことにぶつかるんですよ、学校教育法とか施行規則は。

次の2枚目のページで、司書教諭が書いてあるんですね、四角枠で。「司書教諭は、校長の監督を受けてつかさどる」、先ほどの栄養士等の職員は、上司の命を受けて掌理する、従事する。司書教諭は校長の監督を受けて事務を職務をつかさどる、これだと明らかに校長が上司であり命令権者であるというのは明快にわかるんですけども、どうして事務職員や学校栄養職員は、上司という特定できないわからない言葉を使うのかなと疑問に思う。もし、校長や教頭が上司だとすれば、教頭の監督を受けてとか指示を受けてとか、あるいは校長の監督を受けて事務を掌理するとか書くべきじゃないかと、様々な疑問が湧いてきます。鍋蓋といわれる組織の問題点ですかね。

学務課長 私も今言われて新たな疑問を……

教育長 学校の組織が平和なときはいいけれども、一たん、事が起こったり、トラブルが発生すると、ごちゃごちゃになって責任問題がわーっと来て、わけがわからなくなることがあるのは、こういうところにも起因しているんじゃないかと私はいらんでいるんですよ。これは關委員長が言うべきことですか。

委員長 いいえ、ただいまの一人の教育委員として、市民の立場でお聞きになったものと理解しています。

委員長 言葉の解釈はいろいろあると思いますが、ここは教員の職務と、それから事務職員の職務と分けていると思います。したがって、職制に関する規則や、あるいは制度論については、それぞれの法の文言が、恐らくそういう使い方をしているんだと思いますね。ですから、それに従っているという意味でしょう。

上司というのは、職員の場合には一般企業を考えると、やはりその上の上司というケース

もありますが、しかし、これはだれが代理権を与える権限があるか、だれが一般的に指揮命令権があるかということが一番大事な点です。ですから、その自分の上の上司に指揮命令権が与えられておれば、その人が上司になりますが、通常の場合、やっぱり一番上を上司、指揮命令権があるのは、やっぱりもとの人だというふうに考えれば、これは校長の場合もあるし教頭の場合もある。管理職だという理解でいいんじゃないでしょうか。細かいことは私もよく知りませんが、一般論で考えるとそういう理解でよろしいのではないかと思います。

教育長 もしかすると、教員以外の職員は、教育委員会の学務課や保健体育課が上司になるんじゃないかとさえ思える文書なんです。一度、調べてみてください。拘わった言い方をし失礼しました。依然から疑問に思っていたことが、この度の規則改正の文書で、あらためて疑問を感じたものです。もとより、委員会事務局や学校が悪いという訳ではない。長年の国、県、市の通達行政の過程で作上げられてきた規定、規則であり、システムであるわけですから。しかし、環境も変化し、分権化も進む中で地方教委も自ら出来る改善は行い、出来ないものは国、県に意見を述べるなどのアクションはしていかなければならないのかと思う。私の立場で申すのもなんですけれど、あえて申し上げた次第です

学務課長 いい勉強になりました。調べてみたいと思います。

委員長 そうですね、調べておいてください。

それから、編成の成ると制度の方の編制は、ちょっとやっぱり使い方は違うと思いますので、制度論になったら、編制の制度の「制」、これでいいんだと思います。ただ、学校教育法等でこういう使い方をしているとすれば、制度の「制」を使うのは、制度になった場合を意識しているという理解でいいんじゃないでしょうか。

細かいことは、我々も初めて見るような単語が幾つかありますので、お聞きしたい点もありますが、全体としてはこういうふうに様式を変更するというのが今回の議案であります。

たしか以前、この栄養教諭については、ここでも議題にしましたし、条文の改正は既に行っているわけですね、ただ、そのとき様式改正まではしていなかったもので、それを今回するということですね。

以上でございますが、いかがでしょうか。

議案第55号につきましては、採決してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第55号について、原案どおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

その他

委員長 本日の議題は以上です。

最後はその他ですが、何かございますか。

社会教育課長 社会教育課長でございます。

11月3日の文化祭につきましては、お忙しい中、ご視察をいただきましてありがとうございます。まだ期間中でございます。最終的には11月23日に市民会館、また市民劇場の発表がございまして、一応文化祭の終了というふうな形になります。どこの会場も大変盛況でして、特に出展者、観覧者が大変多く見られたということでございます。まだ途中でございますが、お礼とご報告をさせていただきます。

次に、指定管理者の関係でございます。先ほど議案ありましたように、実は私ども文化会館、また市民劇場の指定管理者を12月議会に実は提案を予定してございます。まだ途中でございますが、経過報告をさせていただきたいなというふうに思っております。

両会館、文化会館、市民劇場につきましては、現在、財団法人の松戸市文化振興財団が指定管理を行っております。昨年からこれらの施設の指定管理者の公募を行いまして、選考審査を行いました。残念ながら応募した2法人が選考基準の最低基準に満たなかったという経過がございまして、財団にいわゆる随意指定という形で指定管理を行ってまいりました。

本年は昨年の経験を踏まえる中で、公募要領の見直しを行いまして募集を行ってまいりました。本年の募集要領では、文化事業の基本的な部分につきましては財団が担っていくと。募集法人につきましては単独での応募だけでなく、グループでの応募も認めるというふうな形の中で新たに盛り込んだところでございます。

本年の募集事務の主な経過を申し上げますと、まず募集要領の配布が7月の中旬から約18日間、また8月の初旬には施設見学会及び募集要領の説明会を行わせていただきました。参加団体は36団体ございました。その後、質疑期間を8日間設けさせていただきました。質疑がありましたのは9社で121項目の質疑がございました。その後、それに対する回答を行いまして、申請受け付けが9月13日から15日までの3日間行いまして、応募団体が3グループございました。いずれもイベント企画や文化施設等の管理を主な事業とする都内の民間企業における共同体としてのグループの応募がございました。

選考委員会は実は先月10月に2回開催いたしました。2回の選考委員会で2回目は応募団体のプレゼンテーション、ヒアリングを行いまして、採点を行わせていただきました。採点に当たりましては、設置目的を達成するものであること。住民サービスの向上をめざすもの。管理経費の縮減につながるものなどを条例や規則の選考基準をもとに作成した選考基準配点表により生涯学習本部長を委員長としまして、民間の方2名を含む選考委員会6名により採点を行いました。

しかしながら、600点満点の採点で最高得点の法人が298点という結果となりまして、私どもが最低基準として定めた6割にも満たないということから、選考委員会では優先交渉権を持つ指定管理者候補者が選考できないという結果になりました。

このようなことから、現在、指定管理者として行っております財団に、19年度以降につきましてもできないかというふうなことで協議をいたしまして、実は来週の月曜日、11月20日でございますが、再度選考委員会を開催いたしまして、財団を指定管理者とすることで審査する予定となっております。

選考委員会の結果につきましては、改めてご報告をさせていただきたいと思いますが、いずれにしましても、実は先ほど一番初めに申し上げましたように、12月議会には文化会館等の平成19年度の指定管理者の指定についての議案を提案したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、途中経過ですが、報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

何かこの点についてご質問等ありますか、よろしいですか。

それでは、そのほかに何かございますか。

学務課長、お願いします。

学務課長 それでは2点お願いしたいと思います。

1点目、今、資料をお配りしましたが、一番上に載っております鎌ヶ谷市立東部小学校、小林一郎校長休職に伴う後任人事について、報告させていただきます。

鎌ヶ谷の東部小の校長が11月1日より休職に入るということで、県教委の方から松戸市教委の方に、後任人事について出せないかという打診がありまして、教育長にご報告申し上げまして、本市から出せる人材がいるのであるならばということで検討させていただきまして、そこに挙げました人物を鎌ヶ谷、他市ではありますが、11月1日付で校長として着任させたという報告であります。

竹中秀一。市教委の中の保健体育課の課長補佐をしておりました。56歳。

この竹中課長補佐、この補佐につきましては、小・中学校の経験、また市教委の指導主事の経験、船橋、他市での小学校・中学校教頭の経験等、さまざまな経験を積んでいるということで、他市に出て校長職というものも十分務まるだろうという、そういうことで竹中秀一、この人物を県の方に内申するという形で挙げましたところ、11月1日で辞令がおりて着任したということでございます。

ちなみに東部小学校、所在地は駅でいいますと鎌ヶ谷大仏駅、向こうの方、やはり東部というぐらいですから、鎌ヶ谷市でも東部の方にある学校でありまして、21学級、それに特殊学級1と、721名の児童数ということで、結構、松戸の中でも比較しますと721名ですから、中から大規模校の仲間になる、非常に活気のある学校かなというふうに思います。11月1日に着任ということで送り出してきました。

それが1つ目の報告であります。

2つ目、そこに学校選択制についての案内等をお配りしてあるかと思いますが、その中に抽選になった場合は、こういう要領で、要項でやりますよというのが、その何枚目かに入っていると思いますが、昨年度も第一中学校が抽選になりました。今年度抽選になるかどうかというのはまだわかりませんが、抽選になった場合に立会人、これを出すという、そういう決まりになっておりまして、その中の1名は教育委員さんの中から出すということになっておりまして、昨年は第1回目ということでありまして、ご相談申し上げる時間もなかったものですから、根守委員さんに立会人ということでご足労願ってやったところではありますが、ことし、もしありますと2回目ということになりますし、せっかく教育委員会議という場がありますので、もし抽選になった場合には、委員さんの中から立会人ということを出していただきたいなということで、そこに資料をつけたものでございます。

委員長 ありがとうございます。

学校選択制についてのご説明、それから鎌ヶ谷市の東部小学校への校長内申の件でした。

いかがでしょうか、何かご質問等はございますか。

全く関係ないことですが、この竹中秀一さんが校長に出られたその後というのは、また内部でちゃんと補充はしてあるということですね。

学務課長 いや、補充はしてありません。

委員長 そうですか、大変ですね。

学務課長 大変ですが、年度末まで課長のもとで保体課の方も頑張ってもらって

いうことでございます。

委員長 1人抜けたということですね。

学務課長 そうです。1人抜けたということでございます。

委員長 そうですか、こういうケースというのはあるんですか。

学務課長 他市というの、そうあるケースではないんですが、多分鎌ヶ谷市さんの方、後任で出す人材が、松戸に比べると小さい市ですので、なかなかそういう人材がいなかったということかなとは思いますが。

教育長 年度当初は間々あります。

委員長 あるんですか。

教育長 何人も行っていますよね。

学務課長 定期の異動ではあります。

教育長 年度途中というの珍しいですね。

委員長 そうですか、わかりました。

選択制についてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、学務課長からのご報告は以上となります。

もう一つあると伺っていますが、お願いします。

指導課長 いじめ問題の対策について報告させていただきます。

いじめについて、福岡県筑前町あるいは北海道滝川市の子供が、みずから命を絶つという出来事があってから、今現在、大きな社会問題となっているところでありますので、現在、取り組んでいる松戸市のいじめ問題の取り組みについてご報告させていただきます。

千葉県においても、10月24日に、いじめ対策緊急連絡会議が持たれまして、いじめ問題への緊急な対策が示されたところです。

松戸市では次の3点について、全小・中学校で取り組むよう、校長会、教頭会で指示したところであります。

1点目は、学校のいじめ対策の取り組みに対して総点検をすること。いじめ問題の取り組みについてのチェックポイントというチェック表を活用して、学校の指導体制について、全職員が総点検をするようにする。

それから2点目は、子供を守るべき学校、教職員の認識や対応に問題がある例が見られましたので、全教職員を対象とした校内研修を11月中にどこの学校でも実施すること。これに

については、「学校におけるいじめ問題に関する基本的な認識と取り組みのポイント」という資料が文科省より出されておりますので、それらを資料として活用しながら、スクールカウンセラーとか、あるいはスクールアドバイザーなどを講師として校内で研修会を実施することにしております。

それから3点目は、命を大切にするキャンペーンを全校的に実施すること。これはいじめをテーマに、いじめは人間として絶対に許されないという意識を児童・生徒に徹底するような取り組みを2学期中に全校で取り組もうということであります。

それから次に、文部科学省に自殺予告の手紙が届きまして、6日に公表されましたが、市教委としても、7日に全小・中学校へ電話で予告手紙に該当するような相談事例がないか、それから不登校の児童・生徒であっても、そのような相談を受けた事例がないかということについて調査をしました。該当するような事例はありませんでしたが、相談を受け、指導中のものもありましたので、それらには適切に指導するように指示をしたところであります。

それから、今後ですけれども、今後はいじめゼロキャンペーンとして、児童会とか生徒会を主体に、子供たちが、私たちはいじめを許しませんというような話し合いを通して、いじめに対する問題意識を高め、いじめを許さないという強い心を育てていくような取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

今まさに社会問題化しつつありますので、この点に私も非常に関心を持っていました。そういう意味では、きょうご報告いただいて、真の状態がわかりましたので、ありがたいと思っています。

何か皆さんの方でご意見等、ございますか。

いじめという言葉自体があいまいな用語で、何をもって、どこまでがいじめかというのは非常に判断が難しいんですね。したがって、いじめという言葉ではなく、何か違う言葉をもって調査をする必要があるのか、それも気になっています。先ほどいじめ対策総点検といいましたが、そのチェックポイントが恐らく決まっているんでしょう。チェックポイントの中でこれが典型的なものだというのは何でしょうか。

指導課長 そうですね、いじめの定義につきましては、文部科学省の方は3点について、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、これをいじめだというふうに定義しております。

ただ、いじめの定義については、いろいろ問題がありまして、他市では、この定義では該

当しないけれども、市内で調査したらいじめのケースがあったというようなことも報道されていたところでは。私どももこの定義にかかわらず、子供たちが言葉によるいじめとか、暴力だけじゃなくて言葉によるいじめ等についても見逃さないようにしていきたいと考えております。

委員長 そうですね、これは教育長、どうなんでしょうか。今まで松戸市では各学校におけるいじめというようなものが報告されてきて、こういう形であったというようなものが現にあるんでしょうか。

教育長 あります。

委員長 つまり、ここでは問題になったのは自殺予告だとか、自殺に関係するものですから、それを除いて……

教育長 実態調査をしますと、ほぼ報告されてくるのではないかと思います。ただ、ずい時に事故報告として上がってくるというのは少ないかも知れません。

委員長 そうですか。

教育長 校内暴力でちょっとひどいケースなんかは報告が上がりますね。いわゆるいじめというのは、広義に暴力を振るってけがをさせるという類のものだけではない。表面化しにくいいじめが、長く続くというような状況の方が深刻かもしれない。10年ぐらい前には非常に自殺がはやって、全国キャンペーンが張られて、その後はそういう事例はないというようなことで、文部省が言っていましたけれども、実際はあるんですね。

その当時、調べたことがあるんですが、やっぱりいじめは世界共通にあるので、ドイツとかオランダ、ベルギー、フランスあたりは、かなり深刻ないじめ問題があるという調査の記憶があります。じゃ、どう対応しているかということ、ここからが日本と違うところで、加害者をやっぱり処罰する、おきゅうを据える、どうしても直らない場合は転校させる、逆に。日本はどうしてもいじめがやまない、被害がなくなるらないということ、被害を受けた子供を転校させる。ところがあちらの国では、被害を加えると加害者の方を動かすという考え方だったように思います。どっちがいいかというのは明確に断定できないけれども、ただ、そうしてやらないと根絶といいますか、深刻ないじめは防げないという一定の現実があるのも事実でしょう。

委員長 本当にそう単純な問題ではないと思います。ヨーロッパ社会や米国であれば、場合によっては裁判に訴える形で加害者に対する損害賠償を求めていくということが考えられます。日本では訴訟にまでというのはなかなか難しい。だからどうしても、うちにこもってしまう

ということになるのかなと思いますね。

教育長 日本では学校や教育機関が訴えられますけれども、加害者の保護者を訴えるというケースはないですね、マスコミもそうですけれどもね。これも少し踏み込んでいいなという気はするんですけれどもね。

委員長 したがって、子供の教育という、その教育の中身はいろいろありますけれども、勉強という意味の教育だけじゃなくて、松戸市の教育の基本にある基本的人権ですよ、基本的人権というのは、やっぱり人の命が基礎ですから、命の大切さをどう伝えるかということ、それを通じての人間教育、これはやっぱり一番大事なんだと思いますけれどもね。いじめといたずらの区別もつかないのが我が国ですので、いたずらのつもりが、いつの間にかいじめになっていると。それを苦にして自殺というケースも最近ありましたからね。本当にこれは厄介ですが、ぜひ現場にいる皆さんがこれを真剣に研修していただいて、松戸市からは絶対にこういう自殺というようなことで人の命を奪ってしまうようなことはないように、ぜひお願いしたいですね。

教育長 こういう言葉がありましたね。10年以上前にいじめによる自殺が続いた時に、あれはある哲学者の話でした。「幾重にも見て見ぬふりの構造が日本社会の特徴であり、発生したときにも加害責任が明らかにならない日本型社会の問題である。」と。私は今一度この言葉を思い出し、噛み締めなければと思っています。

委員長 それはまさに、さっきの制度論にもかかわることなんですよ。上司とはだれかということとも関連するんですよ。つまり権限が分配されていて、それぞれの職務にはこういう権限があるよというのは、本当ははっきりしているはずなんだけれども、どうもこれがどこまでかということ、具体例になるとあるようなないようなというのが現実なんですけれどもね。ですから、いつの間にかあいまいになってしまうというのが我々の仕組みの1つでもあります。

これは本当に深刻な問題ですので、ぜひ現場ではしっかり検討していただきたい。我々はそれしか言いようがないんですけれども、お願いしたいと思います。

ほかに何かございますか。以上でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 その他のご報告いただく事項は、以上3点であります。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてご意見を伺います。

事務局の方で何かお考えありますか。

企画管理室長 次回の教育委員会議の日程についてでございますけれども、12月は市議会が開催されるために、変則となって恐縮ですけれども、20日の水曜日、午後3時30分から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 12月は20日の水曜日、午後3時30分から、こちら5階会議室ということですが、いかがでしょうか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 次回は12月20日水曜日、3時30分からということをお願いします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成18年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時24分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員